

受付印

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

平成 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	⑩	
	設立年月日	平成 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有・無 (自 年 月 日 至 年 月 日) ( )	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日) (過去に特例認定した所轄庁)	有・無 ( 年 月 日) ( )	
	認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有・無 ( 年 月 日) ( )	
特例認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有・無 ( 年 月 日) ( )		
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒			
電話 ( ) — FAX ( ) —			
〒			
電話 ( ) — FAX ( ) —			

○ 登記事項証明書どおりに記載してください。

○ 設立年月日は登記事項証明書の「法人成立の年月日」を記載してください。  
※ 特定非営利活動法人の認証年月日ではありません。

○ 過去に認定を受けている場合には、直近の認定の有効期間を記載してください。

○ 認定又は特例認定の取消しを受けた法人は、その取消しの日から5年を経過していることを確認してください。

○ 従たる事務所を全て記載してください。

○ 事務所における判断事項について責任をもって判断される方を記載してください。

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		
1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員 の 状 況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
基 準 八 号	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

○ チェック欄にチェックマークを入れた書類が全て添付されているか確認してください。

（注意事項）

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。



特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書		
1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 <sup>(注)</sup>	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員 の 状 況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

○ チェック欄にチェックマークを入れた書類が全て添付されているか確認してください。

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。



認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		
1 寄附者名簿 <sup>(注)1</sup>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	(注)3
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	(注)2
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	(注)3
	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

○ チェック欄にチェックマークを入れた書類が全て添付されているか確認してください。

(注意事項)

- 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日	チェック欄	
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。				
経常収入金額(㉞の金額)		①	円	
総収入金額		㉞	円	
控除金額	国の補助金等の金額(㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉟	円	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円	
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円	
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄の「( )」)	㊴	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㉒欄)	㊵	円	
寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㉓欄)	㊶	円		
差引金額(㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶)	㊷	円	⇒①	
寄附金等収入金額(㉟の金額)		②	円	
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)		㉑	円	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)	㊸	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㉒欄)	㊹	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㉓欄)	㊺	円	
差引金額(㉑-㊸-㊹-㊺)	㊻	円		
会費収入(㉜欄と付表2(相対値基準用)㉔欄のうちいずれか少ない金額)		㉜	円	
国の補助金等の金額(㉟欄の金額を限度とする。)		㉟	円	
合計金額(㊻+㉜+㉟)		㊼	円	⇒②
基準となる割合(②÷①)		③	%	

○ 総収入金額㉞は、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載してください。  
 ※ その他の事業がある場合には、特定非営利活動事業に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

○ 総収入金額に、「前期繰越正味財産額」、「借入金収入」、「各種引当金戻入益」が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 補助金収入㉟は、活動計算書の補助金収入を記載しますが、その中に、国等(国、地方公共団体、独立行政法人及び国が加盟している国際機関等)以外からの補助金(助成金等)が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 固定資産、有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額を記載してください。

○ 上記㉟欄に該当する補助金や未収の寄附金を含めないことにご留意ください。  
 ○ 第1表付表1㉑欄の金額と一致していることを確認してください。

○ 国の補助金等の金額を算入するか否かを選択できますが、選択した場合に上記㉟欄は空欄となります。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	④	円
基準限度額 (受入寄附金総額の 10%相当額 (④×10%))	⑤	円
基準限度額 (受入寄附金総額の 50%相当額 (④×50%))	⑥	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑦	円
---	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑦ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑧) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
役員等からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額		⑨	円	円
⑨欄以外の同一の者からの寄附金の額が 1 千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑩	円	円
	⑩欄以外の者	⑪	( ) 円	( ) 円
同一の者からの寄附金の額が 1 千円未満のもの合計額		⑫	( ) 円	( ) 円
合 計 (⑨+⑩+⑪+⑫)		⑬	( ) 円	⑭ ( ) 円

(注意事項)  
①~③の各欄の「( )」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があつたことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

- 受入寄附金総額④には、活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金 (対価性のないものに限ります。) の合計を記載してください (期末までに未収のものは含めません。また、国の補助金等も含まれません。)
- ④欄=⑤欄+⑥欄  
※ 法人設立時に前身である任意団体から引き継いだ繰越剰余金がある場合、その剰余金は寄附金となります。
- 同一の者から現金寄附と物品寄附 (時価評価) とがある場合、合算して基準限度額の計算を行ってください。
- 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人以外からの寄附金に係る基準限度額となります。
- 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金に係る基準限度額となります。
- 寄附者の氏名・名称及びその住所が明らかでない寄附金 (いわゆる匿名寄附金の合計 (募金を含みます。)) を記載してください。  
※ 住所が不明で寄附者が特定できない寄附金は匿名寄附金となります。
- 受入寄附金総額④のうち、役員 (その親族等の寄附金合計額) からの寄附金で 20 万円以上のものを各人別に記載してください。
- 寄附者の氏名又は名称及びその住所が明らかな寄附金の各欄の金額は次のとおりです。  
⑨欄 役員 (その親族等を含む。) からの 20 万円以上の寄附金の合計  
⑩欄 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの 1,000 円以上の寄附金の合計  
⑪欄 上記以外の 1,000 円以上の寄附金の合計  
⑫欄 同一の者からの寄附金の額が 1,000 円未満の寄附金の合計
- 寄附をした役員の親族から受け入れた寄附金がある場合には、親族からの寄附金と合算して記載してください。
- 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金については、受入寄附金総額の 50% (⑥欄の金額) が基準限度額となります。
- ⑩欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載してください。
- ⑪欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載してください。
- 遺贈により受け入れた寄附金等の額は、内書きで記載することになっていますので、本書きとなっていないか確認してください。



社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

○ 社員<sup>(※)</sup>の会費に関する基準

この付表は、社員の会費に関する基準で判定が「いいえ」であっても提出が必要となります。

※ 社員とは、特定非営利活動促進法上の社員をいい、議決権、表決権を有する者となり、これらを有しない賛助会員等は含まれません。

○ イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に社員の会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載してください。

○ ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」のように記載してください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	
共益的活動の割合（第2表③欄）	.....	②	
①から控除する金額（①×②）	.....	③	
差引金額（①-③）	.....	④	

↓

第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、  
第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

○ 「役員等」には、次の者が該当します。

イ 役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者

○ 上記イの特殊の関係のある者とは、次に掲げる関係をいいます。

ロ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ハ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

ニ ロ又はハに掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

○ 活動計算書の収益の部の社員の会費の額を記載してください。

※会費収入に期末の未収入会費額を計上している場合は、会費収入から控除します。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄3の㊦欄の金額に占める㊧欄の金額の割合(㊨欄)が、5分の1以上であること			チェック欄
<b>小規模法人の判定</b>			
1	実績判定期間の総収入金額 円	実績判定期間の月数 月	$\times 12 =$ ㊦ 円
	㊦が800万円未満である	はい	2へ
		いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可3へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
<b>3 小規模法人の特例計算を適用する場合</b>			
総収入金額		㊦	円
控除金額	国の補助金等の額(㊩欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊧	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することされている場合の負担金額	㊪	円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㊫	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊬欄の「( )」)	㊭	円
<b>差引金額 (㊦-㊧-㊨-㊪-㊫-㊭)</b>		㊮	円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊯欄)		㊰	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	円
差引金額(㊰-㊱)		㊲	円
会費収入(㊳欄付表2(相対値基準)㊴のうちいずれか少ない金)		㊳	円
国の補助金等の金額(㊵欄の額を限度とする)		㊵	円
<b>合計金額 (㊲+㊳+㊵)</b>		㊶	円
<b>基準となる割合 (㊶÷㊮)</b>		㊷	%

○ 総収入金額㊦は、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載してください。  
 ※ その他の事業がある場合には、特定非営利活動事業に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。  
 ○ 総収入金額に、「前期繰越正味財産額」、「借入金収入」、「各種引当金戻入益」が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 補助金収入㊧は、活動計算書の補助金収入を記載しますが、その中に、国等(国、地方公共団体、独立行政法人及び国が加盟している国際機関等)以外からの補助金(助成金等)が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 固定資産、有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額を記載してください。

○ 上記㊩欄に該当する補助金や未収の寄附金は含めないことにご留意ください。  
 ○ 第1表付表1㊯欄の金額と一致していることを確認してください。

○ 国の補助金等の金額を算入するか否かを選択できますが、選択した場合に上記㊩欄は空欄となります。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
 したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)



認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名			実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日		
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること					チェック欄	
【留意事項】						
1 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。						
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。						
3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。						
実績判定期間内の各事業年度	自	a	b	c	d	e
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数が 100 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
【チェック欄】						
<input type="checkbox"/> 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。						
<input type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。						
<input type="checkbox"/> 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。						
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。						
年 3,000 円以上の寄附者の数	a	b	c	d	e	合計
	人	人	人	人	人	A 人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B 月
実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数		A	人	× 12	= <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> 人 ≥ 100 人	
実績判定期間の月数		B	月			

※ 絶対値基準を選択した場合であっても、初回申請の場合は寄附者名簿の提出が必要となります。寄附者名簿には、実績判定期間内の各事業年度における全ての寄附者について記載する必要があります（寄附者 100 人を記載すればよいというものではありません。）。

○ 寄附金額が 3,000 円以上であるかどうかの判断は、同一人物が同一事業年度に寄附した金額の合計額で行います。  
○ 同一人物を複数回カウントできないことにご留意ください。

○ 各項目について確認し、チェック欄にチェックをしてください。

○ 実績判定期間内の全ての事業年度において、寄附者数が 100 人以上いる場合には、明らかに年平均寄附者数が 100 人以上となりますので、この計算式を使用する必要はありません。

○ 各事業年度の中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えてください。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3 月決算法人が 29 年 6 月に申請書を提出する場合、実績判定期間は 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日（認定を受けたことのない法人の場合は 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第 2 表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名			チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>			
条例を制定した都道府県又は市区町村			
条 例 指 定 年 月 日		年 月 日	
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地	
<p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>			

- 法人の事務所がある都道府県又は市区町村から条例により個別指定されている必要があります。  
※ 条例指定を受けている都道府県又は市区町村の区域内に事務所がない場合は、他のPST要件（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
- 条例指定を受けた年月日を記載してください。  
※ 所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個別指定を受けた場合は、条例の写し（公報の写し）を添付してください。
- 申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
- 事務所所在地に記載された住所は、登記事項証明書に記載された主たる事務所又は従たる事務所の住所と一致していることを確認してください。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名			チェック欄																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること																											
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）																											
ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）																											
（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。																											
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動																											
ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																											
実績判定期間 ① (指標)																											
すべての事業活動に係る金額等 .....		②																									
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 .....		③																									
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">イ</td> <td style="width:70%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%;">④</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>⑨</td> <td>⇒②へ</td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	④			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑤		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑥		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑦		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑧		合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	⇒②へ		
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	④																									
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑤																									
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑥																									
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑦																									
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑧																									
合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	⇒②へ																								
基準となる割合 (②÷①) .....		⑩																									

○ 例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間など合理的なものを使用します。

○ 活動計算書の管理費以外の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

○ 「会員等」とは  
 イ 会員（正会員、賛助会員等）  
 ロ 役員  
 ハ 継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者をいいます。

○ 「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。  
 イ 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額  
 ロ 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名			チェック欄																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること																											
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																											
実績判定期間 ① (指標 )																											
すべての事業活動に係る金額等 .....		②																									
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 .....		③																									
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">イ</td> <td style="width:60%;">                     会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等                 </td> <td style="width:5%;">④</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等                 </td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>                     便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等                 </td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>                     特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等                 </td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>                     特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等                 </td> <td>⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)                 </td> <td>⑨</td> <td>⑩へ</td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	④			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑤		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑥		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑦		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑧		合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	⑩へ		
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	④																									
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑤																									
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑥																									
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑦																									
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑧																									
合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	⑩へ																								
基準となる割合 (⑩÷③) .....		⑪																									

○ 例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間など合理的なものを使用します。

○ 活動計算書の管理費以外の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

○ 「会員等」とは  
 イ 会員（正会員、賛助会員等）  
 ロ 役員  
 ハ 継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者をいいます。

○ 事務所を有する都道府県または市町村から条例で個別指定を受けている場合は、地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動等を共益的な活動に含める必要はありません。

○ 「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。  
 イ 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額  
 ロ 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	チェック欄
-----	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

各社員の表決権が平等である	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

- ㉑から㉕の各欄には、実績判定期間に係る各事業年度を記載してください。
- 初回申請の場合は、実績判定期間に係る事業年度が2事業年度となりますので、㉑及び㉕欄に記載してください。

- ①、②及び④欄には、実績判定期間に係る各事業年度末及び申請時における役員数等を記載してください。また、第3表付表1の「役員数」、「(1)最も人数が多い「親族等」のグループの人数」及び「(2)最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数」欄に記載した役員数等と一致しているか確認してください。
- ③及び⑤の割合は3分の1以下となっているか確認してください。
  - ※ 「特定の法人」が当該特定非営利活動法人の社員となっていなくても、「特定の法人の役員又は使用人である者」が当該特定非営利活動法人の役員となっている場合には、それらの者は特定法人グループとしてこの基準を判定することになります。
  - ※ 各事業年度末及び申請時以外でも、実績判定期間の全ての時点で、この割合が3分の1以下である必要があります(同一事業年度に役員の変更がある場合など必要に応じて第3表付表1の就任・退任年月日を基にその割合が全ての時点で3分の1以下となっているかを確認してください。)

- 例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。



第3表（次葉）

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○ 上段の「はい」に○を付した場合には、監査証明書を添付してください。

○ 下段の「はい」に○を付した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載してください。  
 なお、認定の有効期間の更新の申請を行う場合には、同付表の記載・添付は不要です。

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。





認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○ 「無」に○が記載されている必要があります。

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○ 「無」に○が記載されている必要があります。

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第4表 次葉)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

㊦ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

- 実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載してください。
- ②欄に特定非営利活動以外の事業に係る費用を含めないことにご留意ください。
- 特定非営利活動に係る部分とそれ以外の部分に共通する事業費は、合理的に配賦してください（計算根拠資料を保管しておいてください。）。
- ①の金額は第2表①欄に記載した金額（指標に事業費を選択した場合のみ）と一致していることを確認してください。

- ①欄は、第1表付表1「㊦」の金額と一致します。
- ※ なお、第1表付表1（絶対値基準、条例個別指定、特例認定）の添付がない場合には、活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限りません。）の合計を記載していますか（期末までに未収のものは含めません。また、国の補助金等も含まれません。）。
- ②欄は、上記ハ②欄を事業費以外の指標で記載した場合であっても、受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載してください。

(注意事項)

「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及びニ）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名			
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員報酬の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員 <sup>(注2)</sup> の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員 <sup>(注2)</sup> の親族等」とは、役員 <sup>(注2)</sup> の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
	円		

○ 実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間で、職員の総数及び給与総額を集計した期間を記載してください。

○ パート、アルバイトも含めた延べ人数等を記載してください。

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

○ 実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等又は役員等が支配する法人との間で行われた物品の販売などの資産（棚卸資産を含みます。）の譲渡について記載してください。

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

○ 実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等又は役員等が支配する法人との間で行われた金銭などの資産の貸付けについて記載してください。

（注意事項）

- ・「財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

○ 実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等又は役員等が支配する法人との間で行われたサービスの提供などの役務の提供について記載してください。

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

○ 実績判定期間から認定申請書提出日までの間において寄附金を支出した場合に、全ての支出先の名称などを記載してください。

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。



認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄			
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>					
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>同意</td> </tr> <tr> <td>する</td> </tr> <tr> <td>しない</td> </tr> </table>	同意	する	しない
同意					
する					
しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>				
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類				
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類				
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程				
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>				
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し				

○ この表は、認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

○ 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

○ ① 申請書を提出した日を含む事業年度の初日  
 ② 設立年月日から1年を経過する日  
 を比較して、①が遅い日になっていることを確認してください。

○ 設立年月日は登記事項証明書の「法人成立の年月日」を記載してください。  
 ※特定非営利活動法人の認証年月日ではありません。  
 ○ 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることを確認してください。

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります<sup>(注3)</sup>）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>	

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	--	--------

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ
------	---	--------

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

- 滞納処分に係る納税証明書は、毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書に添付することは不要ですが、認定の有効期間の更新の申請時には添付することとなります。
- 従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が存在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名	

